

平成 2 9 年度
福祉施策・予算に対する要請書

平成 28 年 10 月
沖縄県社会福祉施策・予算対策協議会

1. 「成年後見制度利用支援事業」の充実について

（施策関連、継続）

県内福祉入所施設（障害・高齢）へ行った本会の調査において、成年後見制度の利用が必要にも関わらず成年後見制度の利用に至っていない施設入所者が 336 名（平成 28 年 6 月 1 日現在）いることが分かった。

親族によって成年後見制度の申立が難しい場合や市町村での「成年後見制度利用支援事業」の活用まで結びつかない事例が多く指摘されており、成年後見制度が利用できないことで利用者の預貯金などの財産管理、福祉サービスの利用や入所施設に関する契約締結など日常生活に必要な手続きに支障をきたしている。

また、本会が実施している「日常生活自立支援事業」（利用者 598 名・平成 28 年 6 月 30 日現在）や市町村社協が独自に行っている「日常的金銭管理事業」（16 社協・利用者 145 名・平成 28 年 7 月 31 日現在）においても、今後、判断能力が低下して「成年後見制度」が必要になる利用者は増加すると見られる。

本会が基幹的市社協に行った聞き取り調査では、事業利用者の 10%にあたる 60 名余りが早急に成年後見制度への移行が必要という回答を得ている。

ついては、更なる成年後見制度の活用が図られるよう市町村長申立にあたっての対象範囲の要件緩和や予算の拡充等、「成年後見制度利用支援事業」の充実・強化に努めていただきたい。

2. 避難行動要支援者避難支援計画等の策定及び福祉避難所の指定について

（施策関連、新規）

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、各市町村では避難行動要支援者の避難行動支援に関する計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、個別計画の策定等が求められているが、県社協の調査結果（平成 28 年 7 月時点）によると、県内での全体計画策定は 23 市町村、名簿の整備は 28 市町村、個別計画の策定は 7 市町村となっている。

要支援者の避難については、全体計画の策定はもとより、要支援者を把握し、実際どのように避難させるか個別に計画を立て、訓練等を実施することが必要である。また、専門的なケアを必要とする要支援者の避難先として福祉避難所の指定や運用に向けた協議も必要となる。

ついては、①全体計画の策定、②要支援者名簿の作成、③個別計画の策定、④人口規模や地域の実態に即した福祉避難所の指定について整備されるようお願いしたい。

3. 生活困窮者自立支援制度における任意事業の拡充と中間的就労の普及促進について

（施策関連、新規）

平成 27 年度から施行された生活困窮者自立支援法では、自立相談支援事業等の必須事業に加え、就労準備支援事業等の任意事業が位置付けられており、任意事業を組み合わせることで生活困窮者の自立に向けた効果的な支援を図ることができる。平成 27 年の開始時と比

〈全項目〉

較し、平成 28 年度は各任意事業を実施する県・市が増加しているが、引き続き、任意事業のさらなる拡充を図るため、施策の推進と予算の確保をお願いしたい。

加えて、直接一般就労に結びつきにくい対象者に対して就労訓練を行う事業（いわゆる中間的就労）のさらなる普及に向けて、企業・事業所に対し、対象者の受け入れを広く呼びかけるとともに、受け入れに係る費用の助成などの支援策を講じるなど、施策の推進、予算の確保をお願いしたい。

4. 生活支援体制整備事業の着実な推進と生活支援コーディネーターの正規職員の配置について

（施策関連、新規）

新しい総合事業への移行と併せ、市町村においては多様な主体による生活支援サービスの充実強化を図るため、生活支援体制整備事業を実施することとなっている。同事業では、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置が位置付けられ、新しい総合事業を推進する上で非常に重要な役割を果たすことが期待されている。特に、生活支援コーディネーターは地域におけるサービスの担い手の資源開発、コーディネートを行うなど、これからの地域における介護予防・生活支援の基盤を築く重責を担っており、職責を果たすためには正規職員化が必要である。

については、生活支援コーディネーター及び協議体を早急に配置・設置するとともに、生活支援コーディネーターの社会福祉協議会や地域包括支援センター等への委託に際しては、正規職員の配置をお願いしたい。

5. 市町村地域福祉計画の策定について

（施策関連、継続）

社会福祉法第 107 条では、市町村は地域福祉計画を策定することとなっている。地域における福祉課題の解決に向けては、住民はじめ社協、民生委員、ボランティア、NPO 等の様々な主体の参画のもと、体系的かつ計画的に福祉施策を展開することが不可欠であり、実効性をもって推進する観点からも地域福祉計画の果たす役割は非常に重要である。

貴町村において地域福祉計画の策定に向けて積極的取組みをお願いしたい。加えて、策定に際しては、町村内の福祉関係機関・団体の声を広く反映し、より実効性をもたせるため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画との一体的な策定をお願いするとともに、地域福祉計画において生活困窮者自立支援対策についても盛り込んでいただきたい。

6. コミュニティソーシャルワーカーの配置について

（施策関連、継続）

近年の少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化の中で、引きこもりや孤立死などの社会的孤立、虐待、生活困窮者の増加等が大きく社会問題化している。

このような中、生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援とそれらの人々が暮らす生活環境の整備等、地域全体を捉えて支援していくコミュニティソーシャルワークの手法が全国的に主流となっている。

〈全項目〉

コミュニティソーシャルワーカーは、住民や福祉関係者と連携・協働して福祉課題の解決を支援することで「地域の福祉力」を高める役割を担っていることから、その職責を果たすためには専門性や継続性を有した正規職員化が必要である。

については、貴市町村において正規職員のコミュニティソーシャルワーカーの配置をお願いしたい。

7. 地域福祉関係予算の確保について

（予算関連、継続）

市町村社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉の推進組織として、地域住民から寄せられる地域の多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にした支援を展開しており、行政施策の狭間にある問題の解決につなげている。

しかしながら、住民会費や寄附金、共同募金配分金を主体とする自己財源が乏しい社会福祉協議会にとって、市町村補助金の減額は組織の運営に深刻な事態を生じさせるものであり、住民への福祉サービスに大きな影響を及ぼすことが必至である。

地域福祉をめぐるのは、引きこもりや孤立死などの社会的孤立、生活困窮者の増加、虐待などの権利侵害が大きな問題となっており、地域福祉の推進役としての社会福祉協議会の役割発揮が期待されているところである。

また、近年の自然災害においては、社会福祉協議会が、災害ボランティアセンターの設置・運営を通して被災者の生活支援を行うなど、大規模災害時に社会福祉協議会が果たすべき役割は、ますます大きくなっている。

以上のことを踏まえ、市町村におかれては、社会福祉協議会活動の強化を図るための地域福祉関係予算の確保に御理解いただき、地域福祉の推進に尚一層の御支援をお願いしたい。

8. 民生委員・児童委員への行政からの情報提供について

（施策関連、新規）

民生委員・児童委員活動において、支援対象者の情報は活動の基礎となる重要なものであることから、関係機関からの情報提供及び共有を促進する必要がある。また、民生委員は、特別職の地方公務員であり、民生委員法第 15 条に守秘義務が規定されており、市町村は本人の同意なしに民生委員に個人情報を提供することが可能である。

民生委員・児童委員の役割・職務を遂行するためにも、支援を必要とする個人及び世帯の適切な情報を迅速に提供していただきたい。

9. 民生委員・児童委員のなり手確保の取り組みについて

（施策関連、継続）

平成 28 年 12 月の一斉改選において民生委員・児童委員の欠員が生じる地域においては、民生委員・児童委員による要援護者への迅速・適切な支援が行えないことが懸念される。

民生委員・児童委員制度（基本的な性格や働き、活動内容等）について地域住民に理解促進を図るとともに、欠員地区の解消に向けた取り組みを行っていただきたい。

10. 民生委員・児童委員活動費の確保について

(予算関連、継続)

市町村における地域福祉推進の中心的な役割を担う民生委員・児童委員の円滑な活動が進められるよう、市町村独自の民生委員児童委員協議会への運営費および民生委員・児童委員の活動費の確保について、特段の配慮をお願いしたい。

11. 特別養護老人ホームの入所待機者の解消について

(施策関連、新規)

県の調査によると要介護度3以上の方で特別養護老人ホームへの入所申込者数(平成27年10月末)は3,879名おり、その中でも在宅で介護する者がいないまたは高齢・障害等の理由で介護が困難なため特に入所必要度の高い者が783名となっている。

第6期沖縄県介護保険事業支援計画においては地域密着型特別養護老人ホームの174床の増床を位置づけているが、依然として、特別養護老人ホームの入所待機者解消には厳しい状況がある。

については、入所待機者の早期解消が図られるよう次期介護保険事業計画において、地域密着型特別養護老人ホームの整備と併せて広域型特別養護老人ホーム及びショートステイの増床を位置づけていただきたい。

12. 基幹型地域包括支援センターの設置促進等について

(施策関連、新規)

「地域包括支援センターの設置運営について」(平成28年1月19日付/厚生労働省通知)によれば、管内に複数のセンターがある場合、地域の課題や目標を共有し、相互に連携する効果的な取り組みを推進していくことが求められるとし、センター間の総合調整等を担う「基幹型センター」の設置等を求めている。

については、地域包括支援センターを複数設置している市町村においては、積極的に基幹型センターの設置を進めていただきたい。

13. 地域包括支援センター(ブランチ)と在宅介護支援センターの活用について

(施策関連、継続)

地域包括支援センターの複数設置については、日常生活圏域レベルで住民へのきめ細かい相談・支援の充実が図られるよう、既存のブランチ型センターや在宅介護支援センターを活用していただきたい。

14. 地域包括支援センターの人員体制の充実・強化について

(予算関連、継続)

近年、複雑・多様化する総合相談や深刻な虐待事例の対応等により、地域包括支援センター

の業務量が増えており、対応する職員数が不足しているのが現状である。

また、平成 27 年介護保険制度改正に伴い、①在宅医療・介護連携、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの体制整備等の更なる役割発揮が期待されているが、現状ではその期待に十分に応える職員体制（職員配置）とは言い難い。

については、各センターの業務量に応じた適正な職員配置をお願いしたい。

1 5. 障害者総合支援法・地域生活支援事業における「移動支援」での「通年・長期の通学・通所への適用」について

（施策関連、新規）

障害者総合支援法・地域生活支援事業における「移動支援」については、屋外での移動が困難な障害者等について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す目的で市町村の必須事業に位置づけられているが「通年・長期の通学・通所」の適用については、市町村の判断に委ねられており、実施されていないところもある。

障害児者が地域生活を営む上で、家族等の支援が受けられず、交通機関が不便である等の事情がある場合、「通年・長期の通学・通所」についても「移動支援」の対象として認めていただきたい。

1 6. 共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）一元化に伴う障害支援区分調査の実施の取扱いについて

（施策関連、新規）

国通知（※）において、共同生活援助（グループホーム）入所者の市町村における障害支援区分の認定手続きについて「市町村は、適切なアセスメント及びマネジメントにより申請者本人の意向や障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して、障害支援区分の認定手続きの可否を判断すること」となっている。しかしながら一部市町村（11市町村施設・事業所へのアンケート結果による）において、共同生活援助（グループホーム）入所であることをもって障害支援区分の認定手続きを行っていない現状にある。

については、上記通知を踏まえ、適切な運用を行っていただきたい。

※平成 26 年 2 月 28 日付け厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室通知「共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化に伴う指定及び支給決定事務等に係る留意事項について」

1 7. 障害者総合支援法・地域生活支援事業における「日中一時支援事業」での「送迎サービス」について

（施策関連、新規）

障害者総合支援法・地域生活支援事業における「日中一時支援事業」については、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的

〈全項目〉

に介護している家族の一時的な休息を目的に市町村の任意事業に位置づけられているが、「送迎サービス」については市町村の判断に委ねられている。

「日中一時支援事業」を利用する上で、家族等が送迎できない場合や交通手段がないために「日中一時支援事業」の利用を断念している事案があることが本会の調査により判明している。

障害児者への合理的配慮・自立支援の観点から、「日中一時支援事業」における「送迎サービス」について市町村の事業として実施していただきたい。

18. 福祉施設入所者の地域生活移行について

（施策関連、継続）

障害者入所施設において地域生活移行が可能にも関わらず地域におけるグループホーム等の受け皿が十分でないことにより地域生活移行ができていない入所者が116名（平成28年6月1日現在）いることが本会の調査で明らかとなった。

地域移行が可能な者であっても、民間アパート等の確保が難しい状況などの理由で、地域生活移行が困難な状況にある。

については、公営住宅にグループホームの居室を確保する取組みや、家賃や運営費補助により民間アパートなどでグループホームとしての受け皿を促進させる取組みを推進していただきたい。

19. 保育所職員配置数の設定と改善加算について

（施策関連、新規）

平成27年度から子ども子育て支援新制度が始まり、子育て支援が社会保障として位置付けられ、保育サービスの質の改善について言及される中、保育所職員配置基準を表のとおり改善するよう県に求めているところである。

市町村においても、待機児童の動向や保育士確保の状況などを考慮し、人格形成期の全ての乳幼児に対する適切な保育が確保されるよう、保育所職員配置数を定め、改善加算を実施していただきたい。

	現 状 (児童数：職員数)	要 請 (児童数：職員数)
1・2 歳児	6：1	4：1
4・5 歳児	30：1	20：1

20. 障害児保育事業について

（施策関連、新規）

障害児保育事業における加配職員配置基準及び補助基準額は、概ね3対1となっている。

しかし、一人ひとりの障害の度合いや多動性など特徴が異なり、安全確保の面からも1対1の個別対応を行っている現状がある。

障害がある子の健全な発達を促すため、職員配置基準の見直し（細分化）及び補助基準額の増額を行っていただきたい。

〈全項目〉

また、適切な療育が行えるよう、医療等専門機関や臨床発達心理士等専門職との連携支援を併せてお願いしたい。

2 1 . 公立保育所の存続について

（施策関連、新規）

公立保育所の民営化が進む中、全面民営化の方針を示されている市町村もあり、保育関係団体としては、これまで公立保育所が担ってきた行政機関とのパイプ役や民間施設だけでは対応が困難な重度障害児保育等の受け皿がなくなることを懸念している。

ついては、「地域の保育拠点」として位置づけるなど、公立保育所が求められている地域の保育ニーズに対して、その役割を果たすためにも全面民営化とせずに存続していただきたい。